身体障害者等に係る自動車税(種別割)減免の郵送申請を希望される方へ

郵送申請の手順

- 1 減免申請書を記入する。
- 2 減免申請に必要な書類をすべてコピーする。
- 3 減免申請書と必要な書類を自動車税事務所へ郵送する。申請期限:5月31日(金)消印有効
- 4 自動車税事務所から減免承認(不承認)通知を郵送します。
- ※ 申請後、令和6年9月 30 日(月)までに自動車税事務所又は最寄りの行政県税事 務所で、障害者等手帳に受付スタンプの押印を受けていただく必要があります。

郵送申請の注意点(必ずお読みください。)

- (1) 減免額には、次のとおり上限額があります。 45,000 円※ 令和元年 9 月 30 日以前に初回新規登録された自家用乗用車等 43.500 円 ト記以外の自動車
 - ※グリーン化税制により重課となっている場合は、51,700円(自家用乗用車の場合)
- (2) 記載例を確認のうえ、減免申請書を記入してください。 申請書の電話番号欄は、必ず記入してください。(昼間連絡のつく番号としてください。)
- (3) 同封した「郵送申請に必要な書類」を確認のうえ、必要書類を申請書と同封してください。

必要書類がすべて提出されませんと、承認になりません。

必ず「郵送申請に必要な書類」で確認してからお送りください。

- (4) 郵送申請のための送料は、申請者の方のご負担となります。
- (5) **申請期間は5月1日から5月31日(消印有効)です。** 申請期限後の場合は、減免額が月割となります。
- (6) 減免申請が受理されたことを示すスタンプを手帳に押印する必要があります。 申請後、自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所へ手帳をお持ちください。 押印期限は令和6年9月30日(月)です。

期限までに押印されない場合、今回減免申請が承認となったときも、令和6年度 限りで、一旦、減免が終了します。継続するためには、再申請が必要になります。

(7) 承認(不承認)通知は、6月28日(金)に発送します。

問い合わせ先:群馬県自動車税事務所 課税第一係